

指定自動車学校への実車教習依頼および情報提供書 Ver. 2.3

指定自動車学校

様

下記の者は、 臨床症状、 神経心理学的検査、 簡易自動車運転シミュレーターまたは
 その他のシミュレーター検査を行い、医学的には実車教習可能と判断しました。貴施設内および
路上で実車教習を実施し、運転および必要に応じて補助装置等に関するご意見をお知らせ下さい。

_____年__月__日

病院 科

担当者名

Tel..... Fax.....

患者氏名：_____ 年齢：_____歳 男・ 女

病名： 脳卒中、 脳外傷、 前記以外の高次脳機能障害、 認知機能低下、
 その他（_____）

発症時期：_____年__月 今後の病気の推移： 安定または改善の可能性、 悪化の可能性

視覚機能： 運転可^①、 不明 <運転不可であれば、実車教習の適応外>

聴覚機能： 運転可^②、 不明 <運転不可であれば、実車教習の適応外>

言語機能： 正常、 失語症（ 口頭示理解が困難、 発語が困難）

重度失語症^③ <失語症が高度であれば、実車教習の適応外>

上下肢体幹機能： 障害なし、 障害あり⇒部位と程度を下記に示すこと。

障害部位： 右側の上下肢麻痺、 左側の上下肢、 両側の上下肢

両側の下肢、 その他（_____）

障害程度： 運転に支障なし

運転に支障はあるが運転は可。補助装置や代償手段を要する場合もある。⇒

運転に支障があり運転不可。<運転不可であれば、実車教習の適応外>

高次脳機能： 正常、 障害あり^④⇒障害と程度を下記に示すこと。

全般的な知能： 正常域、 障害域（Mini-Mental State Examination など）

記憶： 正常域、 障害域、 不明（標準言語性対連合学習検査 SPA など）

注意： 正常域、 障害域、 不明（Trail Making test など）

視空間認知（車や人・物体との位置関係）： 正常域、 障害域、 不明（Rey の図など）

遂行機能（操作の円滑な実行）： 正常域、 障害域、 不明

（前頭葉評価バッテリーなど）

半側空間無視^⑤（一側への注意の欠落、見落とし）： 正常域、 障害域

<半側空間無視が障害域であれば、実車教習の適応外>

その他：

簡易自動車運転シミュレーター^⑥

総合評価： 運転適性あり、 運転適性なし、 境界 ⇒

特記事項：

本文書を作成する医療関係者の方々へ

1. 本文書は医師が自動車学校担当者に、自動車運転再開・中止に関する医学情報を可能な限り専門用語を避け、簡潔で分かりやすく統一された書式で提供することを目的とする。

2. 簡便性や統一性を優先し、原則として記述式ではなくチェック式とする。

3. 神経心理学的検査は、点数表記ではなく、点数を医学的に解釈した結果を示すこと。記述的に示す必要がある場合は、特記事項欄に記入する。

4. 脚注

①視覚機能が、「両眼視力が0.7以上で片眼視力はいずれも0.3以上、または片眼視力が0.3未満であるが他眼視力が0.7以上および視野が150度以上」の運転適性基準を満たさなければ、運転不可で運転免許は取り消しとなる。

②聴覚機能が、「10mの距離で90dBの警音器の音が聞こえる」の運転適性基準を満たさなければ、運転不可で運転免許は取り消しとなる。ただし、後写鏡を用いて後方から進行してくる自動車を確認できれば、一般的には可と見なされる。

③道路標識や地図等を理解できない、運転に関する簡単な口頭指示を理解できない、自分の状況を片言でも良いが説明できないなどがあれば、失語症は重度と見なし運転不可とする。

④産業医科大学リハビリ医学で用いている神経心理学的な運転許容範囲を示す。

i) 全般的知能：MMSE 青壮年 25 以上/中高年 24 以上（WAIS-III を用いてもよい）

ii) 記憶：SPA 良好または境界（WMS-R を用いてもよい）

iii) 注意：TMT A 42 秒以内/63 秒以内、TMT B 82 秒以内/159 秒以内（CAT を追加してもよい）

iv) 視空間認知：Rey の錯綜図模写 34 点以上（BIT を追加してもよい）

v) 遂行機能：FAB 15 点 以上/12 点以上（BADS を用いてもよい）、

<判定>

・原則として、i)~v)の全てを満たすこと。しかし、一部の検査にて許容範囲を若干超えるが、神経心理学的に異常とは言えない場合、臨床症状やその他の検査結果をもとに総合的に判断しても良い。

・例：TMT A が異常値であるが TMT B は正常域である場合、TMT B が 10%程度延長するが、臨床症状やその他の神経心理学的検査により、注意障害ありとは言えない場合など。

⑤半側空間無視が臨床症状や日常生活で認められる場合は、障害域であり運転不可である。臨床症状や日常生活で異常が認められなくても、BIT、Albert 検査、線分二等分検査、図形模写、図形描写等で明らかに異常が指摘できれば障害域とする。障害域ではないが半側空間無視の既往があった、または疑わしい所見がある場合は正常域とするが、簡易自動車運転シミュレーター(SiDS)の注意配分検査や実車教習で安全性を確認すること。

⑥自動車運転シミュレーターは SiDS ばかりではなく、運転の安全性が確認できるのであれば、その他の機種を用いてもよい。